

議 案 第 9 号

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例の制定について
富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

史跡水子貝塚の適切な保存及び整備並びに有効な活用について調査審議するため、
富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例を制定したいので、地方自治法第96条第
1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡水子貝塚の適切な保存及び整備並びに有効な活用について調査審議するため、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 史跡水子貝塚の保存活用計画及び整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他史跡水子貝塚の保存及び整備並びに活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中73の項を74の項とし、64の項から72の項までを1項ずつ繰り下げ、63の項の次に次のように加える。

64	史跡水子貝塚保存整備委員会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円